

## 新旧対照表 川西市立明峰小学校PTA規約（案）

（令和2年7月改正予定）

改正後	改正前	備考
<p>第10条（役員の任期）</p> <p>1. 保護者役員の任期は1年とする。ただし、本人の意思に反しない限り、引き続き1年を限度に再選することができる。新役員の就任は4月1日とする。</p> <p>2. 旧役員は任期終了後開かれる総会まで在任中の報告義務があり、新役員の補佐をし、助言に務める。</p>	<p>第10条（役員の任期）</p> <p>1. 保護者役員の任期は一年とする。ただし、引き続き、一年をだけは再選してもさしつかえない。新役員の就任は4月1日とする。</p> <p>2. 旧役員は任期終了後開かれる総会まで在任中の報告義務があり、新役員の補佐をし、助言に務める。</p>	<p>任期の規定を委員と整合</p>
<p>第13条 本会に次の機関をおく。</p> <p>1. 総会</p> <p>2. 企画委員会</p> <p>3. 合同委員会</p> <p>4. 学年委員会</p> <p>5. 専門委員会</p> <p>6. 役員会</p>	<p>第13条 本会に次の機関をおく。</p> <p>1. 総会</p> <p>2. 企画委員会</p> <p>3. 合同委員会</p> <p>4. <u>学年・学級委員会</u></p> <p>5. 専門委員会</p> <p>6. 役員会</p>	<p>学級委員の廃止に伴う名称の変更</p> <p>同上</p>
<p>第18条 企画委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員、<u>各学年の学年委員</u>、各専門委員会の代表、及び青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員により構成され、原則として毎月一回開く。</p>	<p>第18条 企画委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本会の役員、<u>学級委員代表</u>、各専門委員会の代表、及び青少年育成市民会議担当委員、小学校選出補導委員により構成され、原則として毎月一回開く。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第23条 <u>学年委員会</u>は、各<u>学年委員</u>と担任教師で構成される。</p>	<p>第23条 <u>学年・学級委員会</u>は、各<u>学級委員</u>と担任教師で構成される。</p>	<p>同上</p>
<p>第24条 <u>学年委員会</u>の任務は、次のとおりとする。</p> <p>1. <u>学年</u>の諸行事を立案し、運営する。</p> <p>2. 会員の意見をまとめ、会員相互の連絡及び親善を図る。</p>	<p>第24条 <u>学年・学級委員会</u>の任務は、次のとおりとする。</p> <p>1. <u>学級ならびに学年</u>の諸行事を立案し、運営する。</p> <p>2. 会員の意見をまとめ、会員相互の連絡及び親善を図る。</p>	<p>同上</p>
<p>第25条 専門委員会は、<u>各学年</u>から選出された専門委員及び教職員により構成される。</p>	<p>第25条 専門委員会は、<u>各学級</u>から選出された専門委員及び教職員により構成される。</p>	